

公 告

大隅河川国道事務所管内における機械設備の災害時等応急対策業務 に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和3年2月3日

国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が管理する機械設備において発生した災害（故障、不具合等）若しくは災害の発生が予測される場合に備えて、あらかじめ実施業者を定め、迅速に緊急時の応急復旧工事等を実施するための体制を確立するものであり、もって災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）においても同様とする。

なお、本協定の協定書は別紙－1のとおりとする。

(2) 基本協定期間

基本協定締結区間は直轄管理区間とし、応急対策業務の対象となる設備は大隅河川国道事務所が直轄管理する制水施設（水門、樋門・樋管）に付帯する機械設備とする。なお、対象設備は表－1、別図－1のとおりとする。

(3) 協定期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、対象機械設備等の工事实績、災害協定の締結実績、技術者等の大隅河川国道事務所までの派遣距離（所要時間）、資格保有者の雇用者数等を総合的に評価して協定締結業者（3社程度）を選定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項（4）の評価に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに工事請負契約等を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度機械設備工事の一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度機械設備工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成18年度以降に元請けとして、次に掲げる工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)

・河川用ゲート設備を製作し、据付した工事実績

なお、「製作し据付した」とは自社工場上記ゲート設備全体のシステム設計及び主要機器である扉体・戸当りの製作を行い、設備全体を施工した場合とする。

(5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における機械設備工事に係る有資格業者の認定を現在まで継続して受けていること及び令和4年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。

なお、経常建設共同企業体が現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(6) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 災害協定に基づき災害協定業者との工事請負契約を取り交わす時点において、災害協定業者は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1(電話 0994-65-2996)

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所

担当 : 河川管理課長 (内線331)

専門職 (内線337)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和3年2月3日(水)から令和3年2月25日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所 : 〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 河川管理課
- ③ 交付方法 : 手渡しにより交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 令和3年2月3日(水)から令和3年2月25日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記3.(2)②に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等 (郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。) により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

大隅河川国道事務所管内における機械設備の 災害時等応急対策業務に関する基本協定

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、〇〇〇〇 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の直轄管理区間（直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体の管理区間）において発生した災害であって、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である九州地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ）において発生した機械設備の災害（故障、不具合等）若しくは災害の発生が予測された場合の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及び、その動員方法を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 甲は、直轄管理区間内の機械設備で災害等が発生し必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に応急対策業務を要請することができるものとする。

2. 乙は、前項の要請があった時は、特別な理由がない限り甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。
3. 応急対策業務の主な内容は、大隅河川国道事務所管内の機械設備に対する故障等の復旧とし、対象設備は、表－1、別図－1のとおりとする。

（体制等の通知）

第3条 乙はあらかじめ災害等に備え、応急対策業務の体制について甲に書面により、通知するものとする。

2. 前項の体制等に著しい変動があった場合は、速やかに甲に書面より通知するものとする。

（出動及び待機の要請）

第4条 甲は乙に対し、応急対策業務のための出動及び待機を書面又は電話等により要請するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲の出動要請があった場合には、甲と乙とは速やかに工事請負契約等を締結するものとする。この協定に基づき工事請負契約等を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず保証できる保

(表-1) 対象設備一覧表

番号	設備名	扉体形式	有効断面(m)		門数
			純径間	有効高	
1	柏原陸開	横引き	2.000	1.000	1
2	柏原第1樋管	スライド	1.000	1.000	1
		フラップ	1.000	1.000	1
3	柏原第2樋管	スライド	1.000	1.000	1
		フラップ	1.000	1.000	1
4	小新地樋管	ローラ	1.500	1.500	1
		フラップ	1.500	1.500	1
5	唐仁樋管	ローラ	0.600	0.600	1
		フラップ	0.600	0.600	1
6	唐仁第2樋管	ローラ	2.400	1.400	1
		フラップ	2.400	1.400	1
7	俣瀬樋管	スライド	2.500	2.500	2
		フラップ	2.500	2.650	2
8	甫木水門	ローラ	19.300	4.400	1
9	柳谷水門	ローラ	3.025	3.200	2
10	柳谷第2水門	ローラ	15.000	7.200	1
11	上小原樋管	ローラ	1.000	0.900	1
12	上小原第2樋管	ローラ	1.500	1.500	1
13	上小原第3樋管	スライド	1.250	1.250	1
14	中山水門	ローラ	12.000	5.000	2
15	宮下排水樋管	ローラ	1.750	2.000	1
16	別府樋管	ローラ	3.500	3.500	1
17	波見樋管	オートゲート	1.100	1.100	1
18	波見第1樋管	オートゲート	1.250	1.250	1
19	波見第2樋管	ローラ	1.500	1.500	1
		フラップ	1.500	1.500	1
20	波見水門	ローラ	14.500	4.000	2
21	池之園排水樋管	スライド	1.800	1.800	1
22	下住樋管	スライド	1.500	1.500	1
23	下住第2樋管	ローラ	1.800	1.800	1
24	下住第3樋管	ローラ	2.800	2.800	1
25	宮下第2樋管	ローラ	2.500	2.800	2
26	宮下樋管	ローラ	2.400	2.000	1
27	川南樋管	スライド	0.450	0.450	1
28	川北樋管	ローラ	1.500	2.000	1
29	川東第1樋管	ローラ	1.000	1.000	1
30	川東第2樋管	ローラ	4.000	2.500	1
31	川東第3樋管	フラップ	1.250	1.250	1
32	川東第4樋管	フラップ	1.500	1.500	1
33	川東第5樋管	フラップ	1.250	1.250	1
34	新川第1樋管	ローラ	1.500	1.750	1
35	新川第2樋管	フラップ	0.930	0.600	1
36	新川第7樋管	ローラ	2.700	1.800	1
37	新川第2暗渠	フラップ	0.400	0.400	1
38	新川第8樋管	ローラ	1.500	1.500	1
39	新川第9樋管	ローラ	2.250	2.500	1
40	白崎樋管	オートフラップ	3.100	1.200	1
41	王子樋管	フラップ	0.600	0.600	1
42	下名第2樋管	ローラ	1.000	1.000	1
43	下名第3樋管	ローラ	1.200	1.200	1
44	下名第4樋管	ローラ	1.350	1.350	1
45	川西第1樋管	ローラ	1.500	1.500	1
46	川西第3樋管	ローラ	1.500	1.500	1
47	川西第4樋管	ローラ	2.000	2.000	1
48	川西第5樋管	スライド	1.250	1.250	1
49	田崎第2樋管	ローラ	1.250	1.250	1
50	田崎第3樋管	ローラ	2.250	2.250	1
51	田崎第4樋管	ローラ	2.250	2.500	1
52	田崎第5樋管	ローラ	1.500	1.500	1
53	田崎第7樋管	ローラ	2.250	2.000	1
54	田崎第9樋管	フラップ	1.000	1.030	1
55	打馬第2樋管	フラップ	0.900	0.850	1
56	打馬第3樋管	フラップ	1.500	1.250	1
57	川西排水樋管	スライド	0.600	0.600	1
58	川西樋管	スライド	1.000	1.000	1
59	川西第2樋管	スライド	0.600	0.600	1

番号	設備名	扉体形式	有効断面(m)		門数
			純径間	有効高	
60	吉元樋管	スライド	1.800	1.800	2
61	堅田第2樋管	スライド	0.600	0.600	1
62	堅田樋管	スライド	0.600	0.600	1
63	東串良第1樋管	ローラ	2.000	2.000	1
64	東串良第2樋管	スライド	2.000	2.000	1
65	大間瀬第4樋管	スライド	0.600	0.600	1
66	岩弘第1樋管	ローラ	1.250	1.250	1
67	岩弘第2樋管	ローラ	1.250	1.250	1
68	岩弘第3樋管	フラップ	1.500	2.000	2
69	岩弘第4樋管	フラップ	1.000	1.000	1
70	岩弘第5樋管	スライド	1.250	1.250	1
71	岩弘第6樋管	ローラ	2.500	3.000	1
72	下中樋管	フラップ	2.000	1.500	1
73	下小原第3樋管	ローラ	2.400	2.400	1
		フラップ	2.400	2.400	1
74	下小原第2樋管	フラップ	1.000	1.000	1
75	下小原樋管	ローラ	2.000	2.000	1
76	岡崎樋管	スライド	1.300	1.200	1
77	岡崎第2樋管	ローラ	1.400	1.300	1
78	岡崎第3樋管	ローラ	1.800	1.800	1
79	串良樋管	ローラ	1.500	1.500	1
80	大間瀬第1樋管	ローラ	2.300	2.500	2
81	大間瀬第2樋管	ローラ	1.500	2.000	1
82	大間瀬第3樋管	オートゲート	2.500	2.500	2
83	中郷第1樋管	ローラ	2.500	2.500	1
84	中郷第2樋管	フラップ	2.250	2.250	1
85	中郷第3樋管	フラップ	2.000	1.750	2
86	中郷第4樋管	ローラ	3.000	2.750	1
87	中郷第5樋管	スライド	1.000	1.000	1
88	前田第2樋管	スライド	1.000	1.000	1
89	前田樋管	ローラ	1.500	1.500	1
90	西町排水樋管	ローラ	1.500	1.500	1
91	前田排水樋管	スライド	1.200	1.200	1
92	大脇第2樋管	ローラ	1.800	1.600	1
93	永山第2樋管	フラップ	1.000	1.000	1
94	志賀樋管	スライド	1.600	1.200	1
95	下之門樋管	スライド	0.600	0.600	1
96	紺屋馬場樋管	ローラ	2.000	2.000	1
97	神成窪樋管	ローラ	1.500	1.500	1
98	神之市第2樋管	スライド	1.000	1.000	1
99	神之市第3樋管	ローラ	1.500	1.500	1
100	和田瀬樋管	ローラ	1.500	1.500	1
101	永山樋管	フラップ	1.100	1.000	1
102	始良第2樋管	ローラ	2.000	2.000	1
103	始良樋管	ローラ	2.000	2.800	1
104	桂木第2樋管	ローラ	1.250	1.250	1
105	川上樋管	ローラ	2.000	2.000	1
106	道園樋管	ローラ	2.000	1.500	1
107	麓樋管	スライド	1.250	1.250	1
108	原田樋管	スライド	1.000	1.000	1
109	町頭樋管	ローラ	2.000	2.000	1
110	祇園第2樋管	ローラ	1.750	1.750	1
111	中福良樋管	スライド	1.000	1.000	1
112	中福良第2樋管	スライド	2.000	1.750	1
113	川東樋管	フラップ	0.600	0.600	1
114	始良排水樋管	スライド	1.000	1.000	1
115	小次郎樋管	スライド	2.000	2.000	2
116	桂木樋管	ローラ	1.500	1.500	1
117	更生樋管	フラップ	0.600	0.600	1
118	寒水第2樋管	ローラ	2.000	2.000	1
119	赤野下第1樋管	スライド	1.250	1.250	1
120	赤野下第2樋管	スライド	1.000	1.000	1
121	西方寺樋管	ローラ	2.000	2.000	1
122	鏡原樋管	スライド	0.900	0.900	1
123	館屋敷第1樋管	ローラ	1.500	1.500	1
124	館屋敷第2樋管	スライド	1.250	1.250	1
125	車田樋管	フラップ	0.900	0.800	1
126	串良川浄化施設				
127	肝属川上流浄化施設				

